

湖西市条例第 13 号

湖西市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 4 日

湖西市長

田内 浩之

湖西市火災予防条例の一部を改正する条例

湖西市火災予防条例（平成 22 年湖西市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 40 条～第 45 条）」を「第 3 章 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 40 条～第 45 条）」を第 3 章の 2 林野火災の予防（第 45 条の 2・第 45 条の 3）条）に改める。」

第 10 条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 10 条の 2 とする。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 10 条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等

の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号、第10号から第13号まで及び第15号から第18号まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第7条第1項の規定を準用する。

第39条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を次のように改める。

(7) 削除

第45条第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第45条の2 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、湖西市の区域内に在る者は、第39条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第45条の3 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第39条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第73条中第18号を第19号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、

同条第 8 号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。